

【アメリカ】ホロコースト再発防止教育法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 伊藤 信博

* 第2次世界大戦終結後75年が経過したが、ナチス政権下のユダヤ人に対する迫害・殺害の事実を再認識させ、悲惨な過去が繰り返されないようにホロコーストに関する教育を普及させるための「再発防止教育法」が、2020年5月29日に制定された。

1 「再発防止教育法」制定の背景及び審議経過

第2次世界大戦終結後、米国は、二国間関係や国際連合等の機関を通じて、ホロコーストを記憶する活動を行ってきた。また連邦議会は、ホロコーストを巡る現状について以下のような知見を示している。

- ・議会は、連邦政府の独立機関としてホロコースト記念博物館¹の設立を認め、1978年に上下両院の合同決議でホロコースト犠牲者追悼の日²を定める等、重要な役割を担ってきた。
- ・第2次世界大戦終結後75年が経過し、この史実を疎遠に感じる人が多くなり、ホロコーストを否定又はわい曲する虚偽がインターネットで拡散される等の状況が生じている。
- ・ホロコースト再発防止には、教育指導者を育成し、正しい知識を提供することが重要である。現在、米国の12の州³が、州法により、学校でのホロコースト教育実施を義務付けている。同様な教育をより多くの州で行い、ホロコーストへの認識を普及させ共有する必要がある。

このような知見に基づき、再発防止教育法⁴が制定された（なお上記の連邦議会の知見については、本法第2条に記されている）。

本法案は、第116回議会期の2019年1月31日に、キャロライン・マロニー（Carolyn Maloney）下院議員（民主党、ニューヨーク州第12区）を中心とする超党派の議員団から下院法案第943号（H.R.943）として提出され、2020年1月27日の国際ホロコースト記念日（International Holocaust Remembrance Day）に採決を行い、393対5の超党派票で可決され、上院に送付された。上院は翌日に審議入りし、同年5月13日に可決、成立した。同月29日にドナルド・トランプ（Donald Trump）大統領が審署を行い、公法律（P.L.116-141.）として制定された⁵。

2 本法の構成と概要

(1) 全体の構成

本法は、全8か条から成る。第1条：略称、第2条：知見、第3条：用語の定義、第4条：

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。

¹ The United States Holocaust Memorial Museum. <<https://www.ushmm.org/>> 1993年4月26日一般公開。ワシントンD.C.に所在。ホロコースト犠牲者の追悼施設であり、長年にわたりホロコースト教育の援助をしてきた。

² Joint Resolution designating April 28 and 29 of 1979 as “Days of Remembrance of Victims of the Holocaust.” <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-92/pdf/STATUTE-92-Pg628.pdf>> なお、公法律化（P.L.95-371.）された。

³ カリフォルニア、コネチカット、フロリダ、イリノイ、インディアナ、ケンタッキー、ミシガン、ニュージャージー、ニューヨーク、オレゴン、ペンシルベニア、ロードアイランドの12州。

⁴ Never Again Education Act 2020, P.L.116-141. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ141/PLAW-116publ141.pdf>>

⁵ “All Actions: H.R.943-116th Congress (2019-2020).” Congress.gov website <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/943/all-actions?overview=closed#tabs>>; “Cosponsors: H.R.943-116th Congress (2019-2020).” <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/943/cosponsors?searchResultViewType=expanded>>

実施されるプログラム、第5条：オンラインホロコースト教育資源（Online Holocaust Education Resources）、第6条：米国ホロコースト記念評議会（United States Holocaust Memorial Council）、第7条：ホロコースト教育プログラム参加資格者の参画の要件、第8条：年次報告。

(2) 用語の定義

- ・反ユダヤ主義（Antisemitism）：ユダヤ人に対する特別な認識を指し、時に憎悪として表出される。反ユダヤ主義の言葉や行動を伴う意思表示は、ユダヤ人・非ユダヤ人の個人やその財産、及びその共同体施設等に向けられる（第3条(1)）。
- ・プログラム参加資格者（Eligible Program Participant）：高校やミドル・グレード（11歳～14歳の年齢）の学年を担当する学校の教員、高校やミドル・グレードの学年を担当する学校のスクールリーダー（校長、副校長等）、民間の教育リーダー又は専門家等（第3条(3)）。
- ・ホロコースト（Holocaust）：ナチス政権とその同盟国及び協力者による、600万人のユダヤ人に対する組織的、官僚的及び国家主導による迫害及び殺害（第3条(4)）。
- ・ホロコースト否定とわい曲（Holocaust Denial and Distortion）：「ホロコースト否定」とは、ホロコーストが起きなかったと主張すること、「ホロコーストわい曲」とは、ホロコーストをわい小化したり、虐殺はユダヤ人自らが引き起こしたと弁解すること、及びホロコーストを歴史上肯定的な出来事として表現しようとすることを指す（第3条(5)）。
- ・ホロコースト教育センター（Holocaust Education Center）：学生へのプログラムを提供し、教員・専門的リーダーを訓練し、ホロコーストに関する教育等を深化させる機関（第3条(6)）。
- ・ホロコースト教育プログラム（Holocaust Education Program）：ホロコーストの意識と理解の向上を特定かつ第一の目的とし、全ての集団へのジェノサイドや憎悪等の防止の重要性や認識を高める手段として、ホロコーストの教訓に基づき個人を教育するプログラム（第3条(7)）。

(3) 実施される教育プログラムと予算等（第4条）

本法実施のため、2021会計年度及びその後の4会計年度の計5年間、毎年200万ドルを連邦予算に計上する（第4条a項）。ホロコースト記念博物館の長（以下「館長」）は、ホロコーストの発生の状況と原因について理解を促すための資源（デジタル資料、印刷資料、巡回展示等）の構築と全国への普及（第4条c項(1)）、教育プログラムの策定（有効な教授法の開発・普及・実施及び地区・地域・国家のレベル別のワークショップの開催や、教員の研修等を通じた、プログラム参加資格者の専門能力開発等）（第4条c項(2)）などを行う。

(4) オンライン上で公開される教育資源・活動情報（第5条）

館長は、教育プログラムで使用される資料等を、同館のウェブサイトで一般公開し、オンライン上の教育資源として活用を図る（第5条a項）。館長は、本法に基づく活動に関する情報を同館のウェブサイトを通じて普及させ、その情報には教員へのベスト・プラクティスを含める（第5条b項及びc項）。更なる情報を求める質問には、回答を行う（第5条c項）。

(5) プログラム参加資格者の参画の要件（第7条）

プログラム参加資格者と認められる者は、館長が決定した期間、プログラムに参加する（第7条b項）。館長は、地区の教育行政機関又は教育行政機関から独立した学校の参加者で、プログラムへの申請の際にホロコースト教育を提供していない者を優先的に参加させる（第7条c項）。

(6) 年次報告（第8条）

館長は、本法に基づいて行った1年間の活動について、毎年翌年の2月1日までに連邦議会に報告書を提出しなければならない（第8条）。